

子育て世帯臨時特例給付金申請手続きについて

消費税率が引き上げられたことに伴い、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、本年度も国から子育て世帯臨時特例給付金が支給されることとなりました。

この給付措置は、国の補助事業として実施するため、申請期限が設定されていますので、給付対象者に該当する場合は、早めの申請手続きをお願いします。

【支給対象者など】

(1)対象者

平成27年6月分の児童手当を受給する人

※平成27年6月分の特例給付受給者は対象外です。特例給付の受給者とは、平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の人（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される人）をいいます。

(2)対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

【申請書の配布および提出先など】

	公務員でない人	公務員の人の人
申請書の配布	6月上旬に支給対象の可能性のある人に対し、村から個別通知と申請書を郵送しました。	所属庁から配布された公務員の申請書で申請してください。村から申請書は配布しませんのでご注意ください。
提出先	〈窓口〉 住民福祉課・久木野庁舎窓口センター・長陽総合調整課	
給付金の受け取り方法	指定された金融機関口座への振り込み	
給付額	対象児童1人につき3,000円（給付は1回限り）	
申請期限	12月10日（木） ※必着 午前8時30分～午後5時15分	
申請先	公務員の人は、基準日（5月31日現在）時点で住民票が本村にある人が対象。職場から児童手当を受給している人も、「子育て世帯臨時特例給付金」は、基準日時点において住民登録がされている市町村で申請を受け付け、支給します。	
申請必要書類	①申請書 ②振込口座が確認できる書類 ※ 児童手当振込口座以外の口座を指定する人のみ ・金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳の写し、キャッシュカードの写し ③その他 ※申請書に申請者氏名などが既に印字されているときなど、不要になる場合があります。	①職場より配布された「子育て世帯臨時特例給付金」の申請書（申請をするためには、申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の証明が必要ですので、証明を受けた上で申請してください。） ②振込口座が確認できる書類 ※ 児童手当振込口座以外の口座を指定する人のみ ・金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカードの写し ・運転免許証、健康保険証などの写し
支給開始時期	申請書受け付け後の審査や事務処理の都合上、給付金の支給開始時期は、10月以降に口座振込の予定です。	

※給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

